



平成 30 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 日 本 管 財 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 慎太郎
(コード番号9728 東証 第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 管理統轄本部本部長代理 原 田 康 弘
電 話 番 号 (03) 5299-0863

**第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権
(行使指定・停止指定条項付) の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 10 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 11 月 21 日から平成 30 年 11 月 26 日までの間のいずれかの日とする。ただし、下記「(3) 発行価額」に定める条件決定日の 15 日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	30,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個につき金 1,000 円 ただし、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成 30 年 11 月 6 日から平成 30 年 11 月 8 日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」を参照のこと。)と同様の方法で算定された結果が 1,000 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、本新株予約権 1 個当たりの発行価額に、本新株予約権の総数 30,000 個を乗じた金額となります。
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数: 3,000,000 株(新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は条件決定日に決定します(下限行使価額の決定方法については、下記「※本新株予約権の下限行使価額の決定方法」を参照のこと。)が、下限行使価額においても、潜在株式数は 3,000,000 株であります。 本新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式(6,796,762 株)を活用する予定です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	6,080,000,000 円(注)

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。）とします。本新株予約権の行使価額は、平成 30 年 11 月 27 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 92%に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	野村證券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、割当予定先である野村證券株式会社（以下「割当予定先」という。）に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他」をご参照ください。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初の行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が発行決議日の直前取引日の東証終値で行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の最終的な払込金額及び当初の行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、平成 31 年 3 月期第 2 四半期決算短信並びに平成 30 年 9 月 30 日を基準日とする剰余金の配当（中間配当）及び期末配当予想の修正（増配）（以下「本増配」という。）に係る決議を行った旨を公表しており、これらにより、本日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。かかる決算短信及び本増配の市場による受け止め方いかんによっては、本日（発行決議日）以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にかかる決算短信及び本増配を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそ

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

れがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。そこで、本日（発行決議日）からかかる決算短信及び本増配に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

なお、平成 31 年 3 月期第 2 四半期決算短信及び本増配に関する詳細につきましては、本日付で別途公表されております「平成 31 年 3 月期 第 2 四半期決算短信[日本基準]（連結）」及び「剰余金の配当（中間配当）および期末配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」をご参照下さい。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権 1 個につき金 1,000 円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておられません。そこで、条件決定日時点において、下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権 1 個につき金 1,000 円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権 1 個につき金 1,000 円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権 1 個につき金 1,000 円のままで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権 1 個当たりの発行価額が、本日現在の価値金 1,000 円を下回って決定されることはありません。

※ 本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、本日同時に公表された上記の決算短信及び本増配に伴う株価への影響の織り込みのため、及び既存株主の利益への配慮という観点から下限行使価額を適切な水準に保つため、本日（発行決議日）の直前取引日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値（以下「条件決定基準株価」という。）を比較し、より高い方の株価を基準として、条件決定日において以下のように決定されます。

①条件決定基準株価が 2,020 円（発行決議日直前取引日の東証終値）以上である場合

条件決定基準株価の 70%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額とする。

②条件決定基準株価が 2,020 円（発行決議日直前取引日の東証終値）を下回る場合

1,414 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 70%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額）とする。

2. 募集の目的及び理由

（1）資金調達の主な目的

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「快適をもっと、最適をずっと。」という経営方針のもと、建物の清掃管理、設備保守管理、各種警備業務等を行う「建物管理運営事業」、分譲マンション、公営住宅の施設管理や事務管理等を行う「住宅管理運営事業」、上下水道関連施設、ゴミ処理施設等の公共施設における設備運転管理業務及び水質管理業務を行う「環境施設管理事業」を主たる事業とし、加えて不動

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

産ファンドの運営・アレンジメント、匿名組合等への出資等を行う「不動産ファンドマネジメント事業」にも事業領域を広げるなど多角的な事業展開を進めたことにより、着実な成長を遂げてきました。昨今の東京都心部を中心とした活発なビルの大規模開発は今後も継続するものとみられ、郊外や地方でもネット通販市場の拡大に伴う物流施設やインバウンド対応の商業施設の開発が継続されており、当社グループが強みを持つ中～大規模の施設は今後も増加が見込まれることから、当社の事業領域は引き続き好調な拡大路線にあるものと考えております。一方、不動産関連サービス業界においては、取引先企業における管理コストの削減意識に変化はなく、人件費の高騰や他社との競合も含めた市場環境は厳しい状況が続いております。

当社グループは自己資本当期純利益率（ROE）10%以上、総資産経常利益率（ROA）10%以上を経営目標としており、①「公共分野での民力活用ニーズの拡大」、②「国内ノウハウの海外展開」及び③「AI と RPA 技術の導入検討」という各事業機会をグループの中期成長戦略と定め、今後も着実な事業成長を達成することを目指しております。

当社グループは、事業領域拡大に向けた包括的な取り組みが重要であると考えており、上述のとおり引き続き増加することが見込まれる国内のビジネス機会を積極的に獲得するため、平成 12 年 6 月から民間資金等活用事業（PFI 事業）を受託し、平成 15 年 5 月にアセットマネジメント業務を開始するなど、不動産事業領域の拡大に努めております。当社は、公共施設マネジメントの分野においても、施設管理の専門会社ならではの独自の視点を加えることにより競合他社との差別化を図ることができるため、国内の施設開発事業においては、特に PFI 事業を中心に今後も大きな拡大が見込まれております。さらには、オフィスビルや住宅系・ホテル等を対象とする私募不動産ファンドの組成及びエクイティ出資を実施することで、当該私募ファンドが取得した物件のアセットマネジメント業務の他、管理運営業務を当社で請け負うことも企図することができます。

海外展開においては、平成 25 年 3 月に豪州で区分所有住宅の管理組合代行業を行う Prudential Investment Company of Australia Pty Ltd（PICA 社）の株式 50%を取得し、海外展開を開始いたしました。同社は現在 14 社の子会社を有しており、管理戸数は約 201,000 戸（11,000 組合）となっております。その後、平成 29 年 1 月に米国の住宅管理会社である Keystone Pacific Property Management, LLC（KPPM 社）の持分 40%を取得いたしました。同社の管理戸数は約 70,000 戸（300 組合超）となっており、当社の有するノウハウを取り入れ、管理物件を高層マンション等に拡大するなどして成長を図っております。当社は引き続き、中期事業戦略として国内及び海外の不動産サービス企業への戦略的な出資を行っていく方針であり、豪州・米国・欧州・アジアの不動産管理事業会社等への出資を戦略的に実施し、日本で培った管理・運営ノウハウを活かして収益拡大を図ってまいります。

今般の資金調達は、上述した当社の中期成長戦略を積極的に推進するために必要な投資を企図するものとし、①「公共分野での民力活用ニーズの拡大」及び不動産ファンドマネジメント事業の拡大による不動産事業領域の拡大に向けた投資資金と②「国内ノウハウの海外展開」を行うための将来の M&A 待機資金にそれぞれ充当する方針です。当社グループは財務の健全性を保持しながら、ROE 及び ROA の 10%以上を達成していくため、希薄化に配慮したエクイティ性資金の調達を行い、企業価値向上を図ってまいります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

（2）本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 3,000,000 株です。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定によ

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

り当社が行使指定（下記②に定義する。）又は停止指定（下記③に定義する。以下同じ。）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。

- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価と同額ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 92%に相当する金額に修正されます。ただし、行使価額の下限は、本新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定されますが、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、約 3 年間（平成 30 年 11 月 27 日から平成 33 年 11 月 26 日までの期間）であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

② 当社による行使指定

- ・ 平成 30 年 11 月 27 日以降、平成 33 年 10 月 27 日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」という。）することができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - (i) 東証終値が本新株予約権の下限行使価額の 120%に相当する金額を下回っていないこと
 - (ii) 前回の行使指定日から 20 取引日以上の間隔が空いていること
 - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
 - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
 - (v) 停止指定が行われていないこと
 - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日当たり平均出来高のいずれか少ない方に 2 を乗じて得られる数を超えないように指定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、平成 30 年 11 月 29 日から平成 33 年 10 月 26 日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。
- ・ 停止指定を行う場合には、当社は、平成 30 年 11 月 27 日から平成 33 年 10 月 22 日までの間に

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。

- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・ 割当予定先は、(i)平成30年11月27日以降、平成33年10月26日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（ただし、本新株予約権の要項第6項第(2)号又は第(4)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに準じて調整した金額とします。）を下回った場合、(ii)平成33年10月27日以降平成33年11月4日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全てを取得します。

(3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の支出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が3,000,000株（発行決議日現在の発行済株式数41,180,306株の7.29%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

③ 株価への影響の軽減が可能なこと

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 一定の水準の下限行使価額が設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の120%の水準以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行又は処分による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 当社普通株式の株価が継続して下限行使価額を下回る水準にある場合、資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,090,000,000	10,000,000	6,080,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。

3. 払込金額の総額の算定に用いた新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初の行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が発行決議日の直前取引日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 6,080,000,000 円につきましては、上記「２．募集の目的及び理由（１）資金調達の主な目的」に記載しております、不動産事業領域拡大に向けた投資資金と将来の M&A 投資資金として充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 不動産事業領域拡大に向けた投資資金	2,000	平成 30 年 11 月～平成 33 年 11 月
② 将来の M&A 投資資金	4,080	平成 30 年 11 月～平成 33 年 11 月
合計	6,080	

- （注） 1. 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、上記②に充当する予定金額を減額し、不足分を銀行借入れにより充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達が出来た場合には、上記②に充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金をすみやかに支出する計画であります。が、支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
 3. 上記具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定であります。

① 不動産事業領域拡大に向けた投資資金

活発化する都市部のビル開発等の事業機会の積極的な獲得を企図し、不動産事業領域の拡大及び発展に向けた投資資金に充当することとし、具体的には多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中で拡大が見込まれる PFI 事業の受託を目的として、当該事業を運営する特別目的会社（SPC）への出資及び劣後融資や、不動産ファンドマネジメント事業（子会社の東京キャピタルマネジメント株式会社が、オフィスビルや住宅系・ホテル等を対象とする私募不動産ファンドの組成及びエクイティ出資を行う事業）のための資金となります。かかる不動産事業領域拡大に向けた中長期的な投資資金として、平成 30 年 11 月から平成 33 年 11 月までに、合計 2,000 百万円を充当することを予定しております。

② 将来の M&A 投資資金

当社グループは、上記「２．募集の目的及び理由（１）資金調達の主な目的」に記載のとおり、国内での多角的な事業展開に加え、海外展開を通じて日本で培った管理・運営ノウハウを活かした収益拡大に向けた取り組みを開始しており、主に豪州・米国・欧州・アジアの不動産管理事業会社への出資を戦略的

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に実施する方針であり、調達した資金は新規出資や既存出資案件への追加出資に充当する予定です。

現時点では有力な情報は集まりつつも、具体的な案件へと進展したものではありませんが、今回の資金調達により案件発生時に機動的に支出することが可能な資金を予め確保しておくことで、更なる成長機会を積極的に取り込むことができると考えております。かかる将来の M&A 投資資金として、平成 30 年 11 月から平成 33 年 11 月までに、合計 4,080 百万円を充当することを予定しております。今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、平成31年3月期第2四半期決算短信並びに平成30年9月30日を基準日とする剰余金の配当（中間配当）及び期末配当予想の修正（増配）に係る決議を行った旨を公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日（発行決議日）時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が条件決定基準株価の70%に相当する金額を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本日（発行決議日）時点の本新株予約権1個当たりの払込金額として、本新株予約権につき、当該評価と同額となる金1,000円と決定しました。なお、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会からも、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大3,000,000株（議決権30,000個相当）であり、平成30年9月30日現在の当社発行済株式数41,180,306株（総議決権数343,431個）に対し最大7.29%（当社議決権総数に対し最大8.74%）の希薄化が生じるものと認識しております。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 3,000,000 株に対し、当社株式の過去 6 か月間における 1 日当たりの平均出来高は 39,731 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成30年9月30日現在)

① 商 号	野村證券株式会社			
② 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号			
③ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 森田 敏夫			
④ 事 業 内 容	金融商品取引業			
⑤ 資 本 金 の 額	10,000 百万円			
⑥ 設 立 年 月 日	平成13年5月7日			
⑦ 発 行 済 株 式 数	201,410 株			
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	3月31日			
⑨ 従 業 員 数	15,252 名（単体） （平成30年3月31日現在）			
⑩ 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体			
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫			
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%			
⑬ 当 社 と の 関 係 等				
資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：3,410 株 当社が保有している割当予定先の株式の数：－			
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）				
決 算 期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	
純 資 産	805,013	735,965	661,758	
総 資 産	12,244,625	12,955,112	12,824,789	
1株当たり純資産額（円）	3,996,889	3,654,066	3,285,628.80	
営 業 収 益	746,800	662,831	689,812	
営 業 利 益	183,975	98,782	121,762	
経 常 利 益	184,705	101,038	121,839	
当 期 純 利 益	120,544	71,743	76,439	
1株当たり当期純利益（円）	598,498.39	356,204.10	379,519.63	
1株当たり配当金（円）	695,100	372,400	595,825	

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、野

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社の平成 30 年 7 月 2 日付第 17 期決算公告における平成 30 年 3 月 31 日時点の貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金：961,058 百万円、流動資産計：12,792,656 百万円)を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である福田慎太郎は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

本新株予約権に関して、割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

＜割当予定先による本新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させるものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成30年9月30日現在）	
日本サービスマスター有限会社	28.30%
福田 慎太郎	5.01%
福田 武	2.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.91%
日本管財社員持株会	1.79%
福田 紀子	1.66%
明治安田生命保険相互会社	1.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.29%
三菱UFJ信託銀行株式会社	1.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	0.97%

(注) 1. 今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 当社は、自己株式6,796,762株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	90,078,623	92,490,999	96,478,696
営業利益	5,227,475	5,522,994	5,772,079
経常利益	5,806,830	5,963,497	6,379,410
親会社株主に帰属する当期純利益	3,958,215	4,227,392	4,446,829
1株当たり当期純利益（円）	116.11	123.51	129.33
1株当たり配当金（円）	47.00	40.00	42.00
1株当たり純資産（円）	1,094.66	1,166.11	1,285.05

（単位：千円。特記しているものを除く。）

（注）当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、平成28年3月期の期首にかかる株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。なお、1株当たり配当金は実際の配当金額を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年10月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	41,180,306株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	2,869円 ※1,808円	1,768円	1,800円
高 値	3,955円 ※2,085円	1,899円	2,163円
安 値	2,610円 ※1,639円	1,485円	1,751円
終 値	3,880円 ※1,780円	1,796円	2,104円

（注）平成28年3月期の※印は平成27年10月1日付株式分割（普通株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成30年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	2,091円	2,199円	2,201円	2,169円	2,143円	2,156円
高 値	2,219円	2,311円	2,227円	2,263円	2,215円	2,176円
安 値	2,083円	2,180円	2,070円	2,063円	2,074円	1,973円
終 値	2,199円	2,201円	2,152円	2,130円	2,150円	2,020円

（注）10月の株価については、平成30年10月30日現在で表示しております。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 10 月 30 日
始 値	1,977 円
高 値	2,028 円
安 値	1,977 円
終 値	2,020 円

- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

日本管財株式会社第1回新株予約権発行要項

日本管財株式会社第1回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 30,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 3,000,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100 株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第6項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第6項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に通知する。ただし、第6項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 行使価額は、当初、条件決定日（第10項に定義する。以下同じ。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「**東証**」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「**条件決定基準株価**」という。）と同額とする。ただし、行使価額は、第5項又は第6項に従い、修正又は調整されることがある。
5. 行使価額の修正 (1) 平成30年11月27日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。

①条件決定基準株価が2,020円以上である場合

条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

②条件決定基準株価が2,020円を下回る場合

1,414円とする。

(2)本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第

(3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)) (以下「**取得条項付株式等**」という。)) に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。))が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号③に定義する。以下同じ。))を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本⑤において「**取得価額等**」という。))の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「**取得価額等修正日**」という。))における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の

規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式の

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

うち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ④ 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
 - ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
 - ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日が第5項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 平成30年11月27日から平成33年11月26日までの期間（以下「**行使可能期間**」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項 (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり1,000円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成30年11月6日から平成30年11月8日までの間のいずれかの日（以下「**条件決定日**」という。）において、第24項に定める方法と同様の方法で算定された結果が1,000円を上回る場合には、かかる算定結

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

果に基づき決定される金額とする。

11. 新株予約権の払込総額 第10項に定める金額に30,000を乗じた金額とする。
12. 新株予約権の割当日 平成30年11月21日から平成30年11月26日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
13. 新株予約権の払込期日 平成30年11月21日から平成30年11月26日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
(3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 西宮支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第17項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割当てる。
22. 申込期間 平成30年11月21日から平成30年11月26日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第10項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

に際して出資される財産の価額は第 4 項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価と同額とした。